

## 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

### 1 障害福祉サービス等の体系

第6期計画における障害福祉サービス等の体系は【図1】のとおりです。サービスには、障害者総合支援法に基づくものと、児童福祉法に基づくものがあります。

【図1：障害福祉サービス等の体系】



また、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付と地域生活支援事業の全体像は、【図2】のとおりです。

自立支援給付は、障害種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国共通に提供されるサービスです。介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療及び補装具費の支給から成ります。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害者の自立した地域生活を支援するために実施する事業です。必須事業と任意事業があり、地域の特性に応じて、柔軟に実施できるものです。

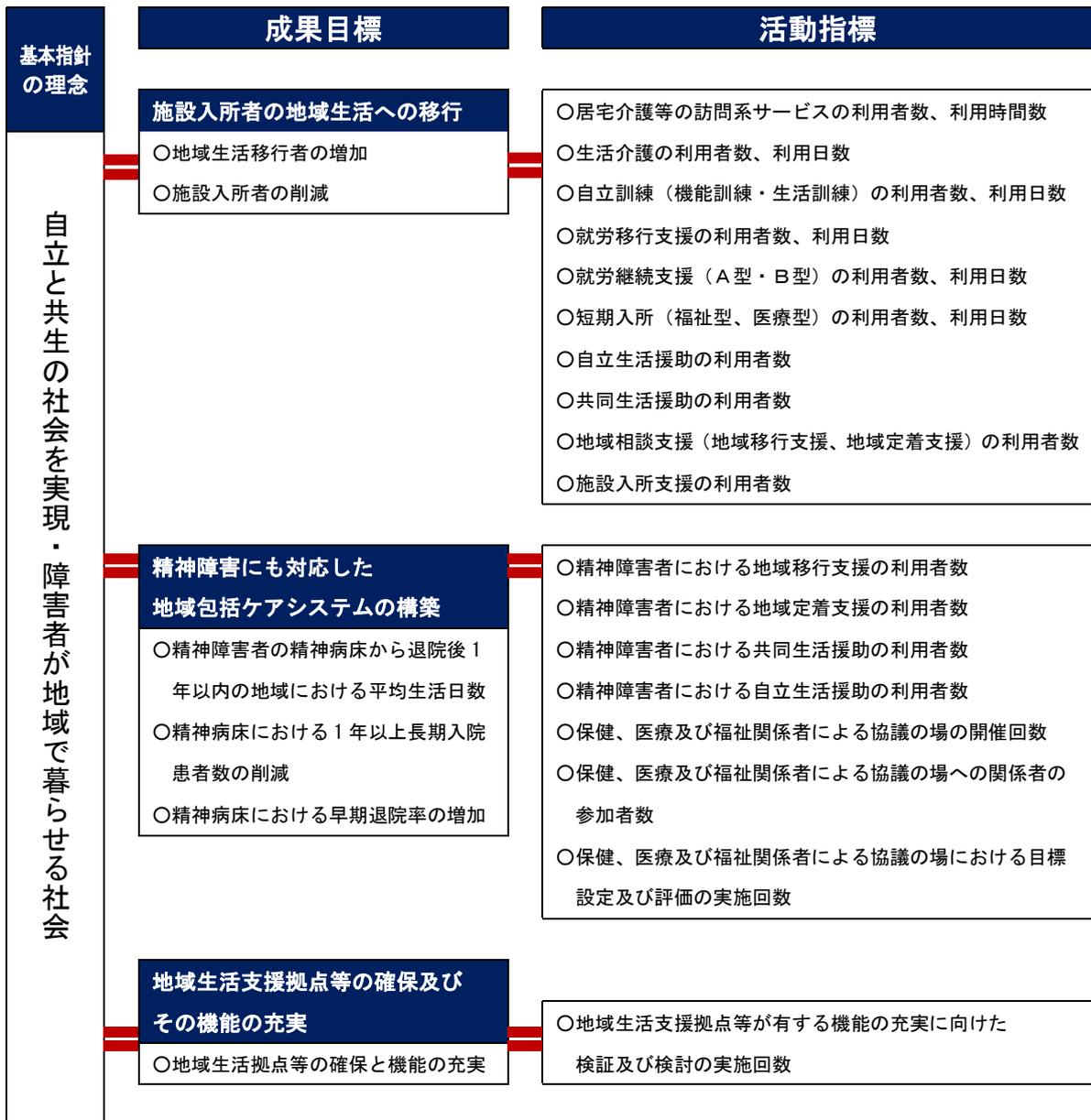
【図2：自立支援給付と地域生活支援事業の全体像】

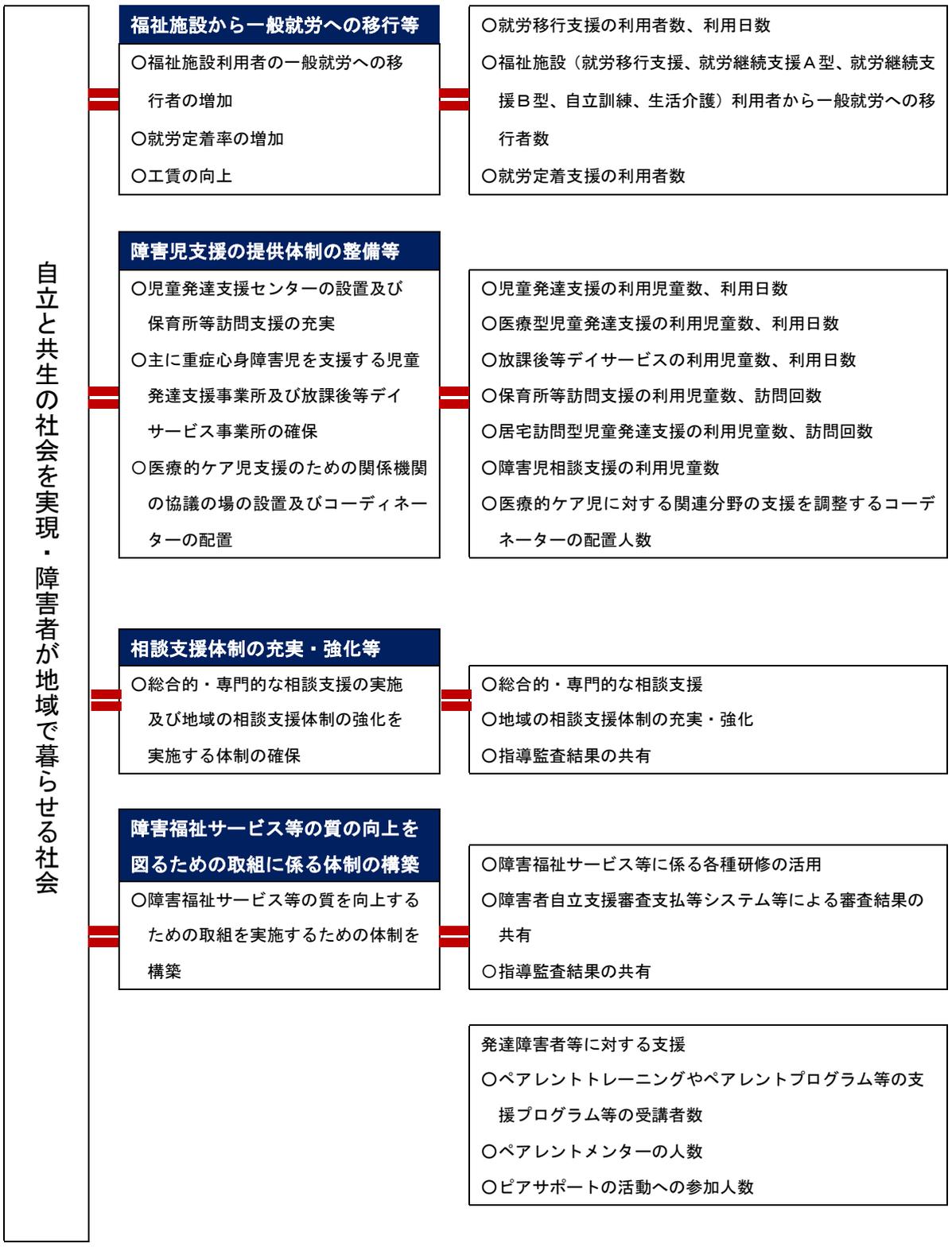


## 2 成果目標と活動指標の関係

第6期計画では、令和5年度（2023年度）を目標年度として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく7つの成果目標を設定しています。あわせて、計画期間（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））の各年度の障害福祉サービス・障害児支援等の各分野における取組みの状況を分析するため、活動指標を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現していきます。

【図3：国の基本指針の理念及び成果目標と活動指標の関係】





### 3 成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・一般住宅等に移行する人数の目標値を設定します。

あわせて、新規入所希望者についても、ケースワークを通じ地域生活の検討を進めること等により、施設入所者数の減少を図ります。

##### 【福祉施設の入所者の地域生活への移行・施設入所者の削減数】

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数は61人です。その61人のうち、6%以上（4人）が、令和5年度（2023年度）末までに地域生活へ移行することを目標値として設定します。

また、令和5年度（2023年度）末時点の入所者数が、令和元年度（2019年度）末時点と比較して概ね1.6%（1人）減少し、60人になることを目標値として設定します。

これは、地域移行者見込数（4人）だけではなく、新規入所者見込数（3人）もふまえると、その差し引き数（1人）が、実質の削減数となるためです。

【表 36：施設入所者の地域生活移行・施設入所者の削減数の目標値】

項目	数値	考え方
①入所者数 (基準値)	61人	令和元年度末時点
②削減数 (目標値)	1人	令和5年度末時点 (③－④)
③地域移行者数 (目標値)	4人	令和3年度～5年度の見込数
④新規入所者数 (見込値)	3人	令和3年度～5年度の見込数
⑤入所者数 (目標値)	60人	令和5年度末時点 (①－②)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である旨が記載されています。

本市では、平成30年度（2018年度）に箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会に「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置し、また、「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」に参画し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保に努めています。

地域包括ケアシステムの構築をさらに推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率の目標値を設定します。

【表 37: 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

項目	数値	考え方
平均生活日数（目標値）	316日	令和5年度見込

【表 38：精神病床における1年以上長期入院患者数】

項目	数値	考え方
1年以上長期入院患者数（基準値）	139人	令和元年6月末時点
1年以上長期入院患者数（目標値）	132人	令和5年6月末時点

【表 39：精神病床における早期退院率】

項目	数値	考え方
入院後3か月時点の退院率（目標値）	69%	令和5年度見込
入院後6か月時点の退院率（目標値）	86%	令和5年度見込
入院後1年時点の退院率（目標値）	92%	令和5年度見込

### (3) 地域生活支援拠点等の確保及びその機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は既存の社会基盤の連携・活用による面的な体制をいう。以下同じ。）の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等、地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められます。

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つです。

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけます。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制としては不十分であるため、市立施設の建て替え等に併せて、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を行います。検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の就労を支援する観点から、就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数等の目標値を設定します。

#### 【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】

就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値については、大阪府全体の目標値である2,290人（令和元年度実績の1.27倍）を、市町村ごとに按分した数値を、目標値として設定します。あわせて、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、大阪府全体の目標値である1,570人（令和元年度実績の1.30倍）を、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、大阪府全体の目標値である520人（令和元年度実績の1.26倍）を、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、大阪府全体の目標値である200人（令和元年度実績の1.23倍）を、市町村ごとに

按分した数値を、目標値として設定します。

【表 40：福祉施設から一般就労への移行目標値】

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労移行人数（基準値）	18人	令和元年度実績
福祉施設から一般就労移行人数（目標値）	24人	令和5年度見込数

【表 41：就労移行支援・就労継続支援から一般就労への移行目標値】

項目	数値	考え方
就労移行支援から一般就労移行人数（基準値）	14人	令和元年度実績
就労移行支援から一般就労移行人数（目標値）	19人	令和5年度見込数
就労継続支援A型から一般就労移行人数（基準値）	3人	令和元年度実績
就労継続支援A型から一般就労移行人数（目標値）	4人	令和5年度見込数
就労継続支援B型から一般就労移行人数（基準値）	0人	令和元年度実績
就労継続支援B型から一般就労移行人数（目標値）	1人	令和5年度見込数

#### 【就労定着率の増加】

就職後の職場定着への支援を強化していく観点から、令和5年度における就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。

また、市内の就労定着支援事業所における就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）が8割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

【表 42：就労定着支援事業の利用者数目標値】

項目	数値	考え方
就労定着支援事業の利用者数（目標値）	16人	令和5年度に一般就労に移行する者のうち7割

【表 43：令和5年度末時点の就労定着率目標値】

項目	数値	考え方
就労定着率が8割以上の事業所の割合（目標値）	7割以上	令和5年度末時点

**【就労継続支援B型事業所における工賃の平均額】**

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。

このため、市内の就労継続支援B型事業所に対して令和5年度（2023年度）の目標工賃額のアンケートを実施し、その平均値を平均工賃月額目標として設定します。

**【表 44：就労継続支援B型事業所の工賃の目標値】**

項目	数値	考え方
平均工賃月額（基準値）	13,669円	令和元年度実績
平均工賃月額（目標値）	15,213円	令和5年度見込額

**（5）障害児支援の提供体制の整備等****【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】****①児童発達支援センターの設置**

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することを基本としています。

現在、本市には児童発達支援センターはありませんが、福祉型児童発達支援センターと同等の機能を備えている児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営しています。今後、現在の体制を維持しながら、本市が予定している市立病院の建て替えの状況もふまえ、児童発達支援センターの設置をはじめ支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

**②保育所等訪問支援の充実**

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度（2023年度）末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

本市では、既に保育所等訪問支援を実施する民間の障害児通所支援事業所が2か所あります。なお、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園では保育

所等訪問支援を行っていませんが、機能訓練を担当する総合保健福祉センター分室の療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）や臨床心理士が、従前から保育所等を巡回し支援を要する子どもたちへの集団生活適応のための支援や保育士や教諭など訪問先のスタッフへの支援を行っています。今後も現在の体制を継続しながら、支援を必要とする子どもたちにとってよりよい体制の検討を進めます。

### 【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び

### 放課後等デイサービス事業所の確保】

国の基本指針では、令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

大阪府は、府内の重症心身障害児数を障害児通所支援事業所の平均的な登録児数で除した数を参考に、大阪府の令和5年度（2023年度）末までの目標を設定し、各市町村に按分しました。本市では、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所の整備が求められています。

現在、市内には、既に両事業を実施する民間の障害児通所支援事業所が3か所あります。しかし、利用ニーズに応じた十分な提供量は確保できていないことから、事業者へ開設の呼びかけ等を行います。

【表 45：主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の数の目標値】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所数（目標値）	3箇所	令和5年度見込数
放課後等デイサービス事業所数（目標値）	4箇所	令和5年度見込数

### 【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び

### コーディネーターの配置】

国の基本指針では、令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名配置することが基本とされています。

本市では、令和元年度に、医療的ケア児を含む障害児に関連する協議の場である「早期療育事業推進会議」「支援連携協議会」「自立支援協議会相談支援部会」のそれぞれを、「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」と位置づけました。同時に、医療関係の医療的ケア児等コーディネーター1名の配置を行い、各協議の場や個別ケース検討会議において、多様化する医療的ケア児のニーズ

### 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

---

の的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等を行っています。今後は福祉関係を含むさらなるコーディネーターの配置を進め、協議の場の活性化を図ります。

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

国の基本指針では、令和5年度（2023年度）末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。大阪府の基本的な考え方では、障害児者ニーズの多様化を踏まえたきめ細やかで適切な支援のため、新たな目標として、「全ての市町村において基幹相談支援センターの設置」が設定されています。

本市では平成25年度（2013年度）に基幹相談支援センターを設置しており、平成29年度（2017年度）より箕面市社会福祉協議会への委託から市直営となりました。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化をめざします。

#### (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入しているなか、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の基本指針では、令和5年度末までに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市では、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化に努めるとともに、指導権限を有する者との協力連携体制を構築します。

## 4 活動指標

### (1) 障害福祉サービス

#### ① サービス見込量

#### ●訪問系サービス

【表 46：訪問系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)
身体	居宅介護	118	3,998	124	4,201	130	4,404
	重度訪問介護	13	5,124	14	5,518	15	5,913
	同行援護	35	954	38	1,036	41	1,117
	重度障害者等包括支援	1	75	1	75	1	75
知的	居宅介護	68	1,012	72	1,071	76	1,131
	重度訪問介護	4	3,135	5	3,918	6	4,702
	行動援護	5	85	5	85	5	85
精神	居宅介護	63	706	67	750	71	795
	重度訪問介護	1	340	1	340	1	340
	行動援護	1	17	1	17	1	17
障害児	居宅介護	14	420	12	360	10	300
	行動援護	1	17	1	17	1	17
	同行援護	1	29	1	29	1	29
合計	居宅介護	263	6,136	275	6,382	287	6,630
	重度訪問介護	18	8,599	20	9,776	22	10,955
	行動援護	7	119	7	119	7	119
	同行援護	36	983	39	1,065	42	1,146
	重度障害者等包括支援	1	75	1	75	1	75
	合計	325	15,912	342	17,417	359	18,925

## 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

## &lt;サービス見込量の算出方法&gt;

月あたりの延べ利用時間数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用時間数]

○利用者数と1人あたりの利用時間数の見込みは、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○重度障害者等包括支援については、利用実績がないため推計値を利用しています。

## ●短期入所サービス

【表47：短期入所サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
身体	短期入所	33	259	35	278	37	298
知的		72	446	76	477	80	506
精神		5	50	6	54	7	63
障害児		16	86	17	92	18	98
合計		126	841	134	901	142	965

## &lt;サービス見込量の算出方法&gt;

月あたりの延べ利用日数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

## ●日中活動系サービス

【表 48：日中活動系サービス（就労定着支援・療養介護以外）月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
身体	生活介護	132	2,400	135	2,454	138	2,509
	自立訓練	3	38	3	38	3	38
	就労移行支援	9	131	10	146	11	160
	就労継続支援A型	8	159	9	179	10	199
	就労継続支援B型	26	375	27	389	28	404
知的	生活介護	175	3,418	182	3,554	189	3,691
	自立訓練	10	187	11	205	12	224
	就労移行支援	15	253	17	287	18	304
	就労継続支援A型	13	259	14	279	15	299
	就労継続支援B型	79	1,494	81	1,532	83	1,570
精神	生活介護	32	367	34	390	36	413
	自立訓練	8	142	9	160	10	178
	就労移行支援	32	509	35	557	38	605
	就労継続支援A型	29	554	31	592	33	631
	就労継続支援B型	49	644	50	657	51	670
合計	生活介護	339	6,185	351	6,398	363	6,613
	自立訓練	21	367	23	403	25	440
	就労移行支援	56	893	62	990	67	1,069
	就労継続支援A型	50	972	54	1,050	58	1,129
	就労継続支援B型	154	2,513	158	2,578	162	2,644

## 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

## ＜サービス見込量の算出方法＞

月あたりの延べ利用人数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

【表 49：日中活動系サービス（就労定着支援） 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体	就労定着 支援	1人	1人	1人
知的		4人	5人	6人
精神		12人	13人	14人
合計		17人	19人	21人

## ＜サービス見込量の算出方法＞

月あたりの実利用者数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、福祉施設から一般就労へ移行する人を対象とし、翌年度以降の定着率を7割として算出しています。

【表 50：日中活動系サービス（療養介護） 月あたり必要見込量】

サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
療養介護	9人	9人	9人

## ＜サービス見込量の算出方法＞

月あたりの実利用者数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

## ●居住系サービス

【表 51：居住系サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体	共同生活援助	23人	24人	25人
	施設入所支援	26人	26人	26人
	自立生活援助	1人	1人	1人
知的	共同生活援助	95人	100人	105人
	施設入所支援	36人	36人	35人
	自立生活援助	1人	1人	1人
精神	共同生活援助	27人	28人	29人
	施設入所支援	0人	0人	0人
	自立生活援助	1人	1人	1人
合計	共同生活援助	145人	152人	159人
	施設入所支援	62人	62人	61人
	自立生活援助	3人	3人	3人

### <サービス見込量の算出方法>

月あたりの実利用者数＝[利用者数の見込み]

- 共同生活援助については、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業生、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 施設入所支援については、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所数をもとに、地域移行者数を除いた上で、グループホームや在宅での対応が困難で真に利用が必要と判断される数を想定しています。
- 自立生活援助については、利用実績がないため推計値として、平成28年度に大阪府が実施した施設入所者の意向調査結果から、地域移行が見込まれる人を対象として算出しています。

## ●相談支援サービス

【表 52：相談支援サービス 月あたり必要見込量】

種別	サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体	計画相談支援	77人	82人	86人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人
知的	計画相談支援	136人	144人	152人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人
精神	計画相談支援	76人	80人	85人
	地域移行支援	3人	3人	3人
	地域定着支援	3人	3人	3人
障害児	計画相談支援	1人	1人	1人
合計	計画相談支援	290人	307人	324人
	地域移行支援	5人	5人	5人
	地域定着支援	5人	5人	5人

※障害児通所支援を利用しているかたは、計画相談支援の対象ではなく障害児相談支援（P80）の対象となります。

### <サービス見込量の算出方法>

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

- 計画相談支援については、令和2年度（2020年度）に障害福祉サービス等を利用するすべての人を対象としてサービス量を見込み、令和4年度（2022年度）以降は障害福祉サービス利用者増加見込量を加味しています。
- 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設（知的・身体）や精神科病院からの地域移行者の数を加味しています。
- 地域移行支援については、地域移行者数にサービス標準利用期間（6ヶ月）をかけて年間のサービス量を算出した上で、ひと月あたりの利用者数を算出しています。

## ② サービス見込量確保のための方策

### 【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

平成25年から障害福祉サービスの対象となっている難病患者等については、徐々に対象疾患が拡大されており、さらなる基盤整備が必要です。

また、国指針の基本的理念にも示されているとおり、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に福祉サービスを提供されるためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保が必要です。サービスの担い手となる事業所や人材の充実に向けて、箕面市自立支援協議会等を中心とした、課題の共有・検討・情報発信を行うとともに、重度者支援に向けた制度整備の働きかけを、国等に対して行います。

### ●訪問系サービス

障害者一人ひとりの障害特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応したサービスを提供する、多様な事業者の参入を働きかけます。

市内で事業展開している事業者によるサービス提供の状況や、利用者のニーズをふまえ、必要とされる障害福祉サービス事業への参入を促します。

特に重度訪問介護については、地域で単身生活を送る重度障害者のニーズに対し、提供基盤の整備が必要です。重度障害者対応に関する専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保など、事業参入を促すために必要な情報の提供や支援を行います。

### ●短期入所サービス

緊急を含む多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、短期入所施設に対し、さらなる充実を働きかけます。

特に、医療的ケアの必要な利用者への対応が大きな課題となっていることから、広域的な情報の提供を行うとともに、不足する提供基盤の充実に向けて、引き続き関係施設等への働きかけを行います。

### ●日中活動系サービス

生活介護については、令和4年度（2022年度）中に生活介護事業所1か所の整備を進めます。また、「市立障害者自立支援センター（あかつき園・ワークセンターささゆり）」のあかつき園について、令和4年度（2022年度）

### 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

中の建て替え開始をめざしています。この他、重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実に向けて、新たな事業者の参入等による地域資源の充実を図ります。

就労移行支援事業等については、箕面市自立支援協議会就労系通所事業所情報交換会において、就労に関する地域課題の共有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実を促します。

具体的には、就労支援機関や企業等との連携、農業分野との連携（農福連携）、また障害者優先調達推進方針の活用等により、就労支援策の強化に向けて取り組む他、就労継続支援事業の利用者等の一般就労及び大学等に在学中の学生への早期かつ専門的な就労支援に向け、就労移行支援事業の利用を促します。

さらに、発達障害・高次脳機能障害・難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障害特性に対応した支援を提供する事業者の拡充に努めます。

#### ●居住系サービス

地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、日中サービス支援型などグループホームの整備・充実に努めます

また、整備・充実にあたっては、グループホームの利用希望者と社会資源のマッチングを行えるよう、関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めます。

なお、重度障害者が住まうグループホームのニーズが一定ある一方で、スプリンクラーの設置が義務づけられるなど、整備が進まない状況があることから、整備の支援のあり方を検証します。

#### ●相談支援サービス

「サービス等利用計画」においては、障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、当事者の自己選択・自己決定に基づくケアマネジメントが重要です。

「サービス等利用計画」を作成する特定相談支援事業所及び地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所について、障害特性・個別性に配慮し、必要な支援を総合的に検討できる事業者の確保を進め、あわせて担い手となる人材（相談支援専門員等）及びその指導的な役割を担う人材（主任相談支援専門員）の確保を支援します。

市内の特定相談支援事業所は、令和2年（2020年）11月時点で13か所であり、今後もさらなる相談支援体制の整備を進めます。

## (2) 障害児支援

本計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき見込量を算出しています。

### ① サービス見込量

#### ●通所系サービス（障害児通所支援）

【表 53：通所系サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)
児童発達支援	228	2,052	246	2,214	266	2,394
医療型児童発達支援	3	21	4	28	5	35
放課後等デイサービス	479	5,748	527	6,324	580	6,960

<サービス見込量の算出方法>

月あたりの延べ利用日数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズや新たに利用が見込まれる児童の数などを加味して令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの伸びを算出しています。

#### ●訪問系サービス（障害児通所支援）

【表 54：訪問系サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	利用者数 (人/月)	訪問回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	訪問回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	訪問回数 (回/月)
保育所等訪問支援	7	7	8	8	9	9
居宅訪問型児童発達支援	2	4	3	6	3	6

<サービス見込量の算出方法>

月あたりの延べ訪問回数＝[訪問回数の見込み]

## 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

○保育所等訪問支援については、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の実績では、平均月に6人が1回利用しています。令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）まで微増すると見込み、算出しています。市内で保育所等訪問支援を実施する事業所が1か所増えたことと、市外の難聴児を支援する事業所2か所で保育所等訪問支援が開始されたことをふまえ見込みました。

○居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）まで、同サービスの対象児童はありませんでした。市内で居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所が1か所整ったことと、通所施設へ通うための移行期間として通所と併せた支給決定を柔軟に検討することが周知されたことをふまえ、対象者2～3人の移行期間として利用を見込み、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の訪問回数を見込みました。

### ●相談支援サービス（障害児相談支援）

【表 55：相談支援サービス 月あたり見込量】

サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援	62人	69人	77人

※障害児相談支援は、障害児通所支援を利用しているかたを対象としています。

<サービス見込量の算出方法>

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

○利用者数の見込みは、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の実績等をもとに伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズやサービス事業所数などを加味して令和3年度（2021年度）から令和5年（2023年度）までの見込みを算出しています。

## ② サービス見込量確保のための方策

### 【基本方針】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、療育・相談体制の整備を進めます。

### ●療育・相談体制の整備

市では、平成元年（1989年）から早期療育システムを構築し、就学前の発達支援が必要な子どもや保護者へ切れ目のない支援を行ってきました。

就学前に利用する児童発達支援については、府池田保健所、市母子保健事業等との連携を密に行い、発達支援が必要な子どもや保護者一人ひとりの状況やニーズに応じ、主に市児童発達支援事業所あいあい園（親子通園）で多様な療育プログラムを提供しています。また、市内外に多様な民間の児童発達支援事業所が開設されていることから、その他の事業所情報も提供し、子どもや保護者の状況やニーズに合わせた療育を選択いただけるよう支援しています。引き続き、早期療育システムに基づき、関係機関連携のもと児童や保護者への支援を行います。

就学後に利用する放課後等デイサービスについても、子どもや保護者の状況やニーズに合った療育を選択いただけるよう市内外の事業所の情報提供に努めます。また、今後、増加が見込まれる利用ニーズに対し、事業所の新設情報を把握するなどサービス提供量の動向に注視していきます。

### ●相談支援サービス

本市では、障害児通所支援のサービス紹介の際に、児童や保護者など家族への支援を一体的に受けられるよう、障害児相談支援の利用について周知・勧奨に努めてきました。障害児通所支援の利用者の増加に伴い障害児相談支援の利用者も増加しましたが、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2017年度）にかけて障害児通所支援の利用者のうち障害児相談支援の利用は全体の3割程度で推移しており、割合としては減少傾向にあります。平成30年度から令和2年度の間、市内で2か所相談支援事業所が開設されています。今後も障害児相談支援の利用率向上に向けて、周知・勧奨に努めるとともに、更に児童のサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所の確保に努めます。

### ③ 子ども・子育て支援事業計画（第四次箕面市子どもプラン）との連携

国の基本指針では、障害児支援について、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること、また、同法に基づく教育・保育等の利用状況をふまえ障害児通所支援等の専門的支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

## ●子ども・子育て支援事業の必要見込量と提供体制

本市の子ども・子育て支援事業計画（第四次箕面市子どもプラン）（以下、「子どもプラン」という。）では、障害児を含むすべての子どもを対象として、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みと、施設整備等による提供体制の確保について記載しています。

【表●：子ども・子育て支援事業の年あたり必要見込量】

サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所、認定こども園	3,772人	3,947人	4,035人
幼稚園	1,901人	1,754人	1,600人
時間外保育事業 (保育所等の延長保育)	1,236人	1,214人	1,214人
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	1,875人	2,031人	2,163人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	20人日	20人日	20人日
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	12,155人日	11,958人日	11,644人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児)	93,940人日	90,903人日	91,355人日
一時預かり事業 (在宅)	9,800人日	9,645人日	9,510人日
病児保育事業	1,296人日	1,276人日	1,258人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	506人日	496人日	479人日
乳児家庭全戸訪問事業	1,097人	1,097人	1,097人
養育支援訪問事業	40人	40人	40人
妊婦健康診査	958人	958人	958人
利用者支援事業	2か所	2か所	2か所

### ●障害児支援施策と子ども・子育て支援施策との連携

本市では、障害児支援の内容を含む「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」や「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず児童が地域で共に成長できるよう、社会参加やインクルージョンの推進に努めてきました。また、子どもプランでは、子どもが、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざしており、相互に関連のある計画として整合性を保ちつつ策定し、身近な地域で一貫した支援を受けられるよう施策を推進してきました。

障害児支援のさらなる体制整備のため、第2期箕面市障害児福祉計画においても、子どもプランとの整合性を保ちつつ、計画に定めた障害児支援施策が子どもプランに定めた子ども・子育て支援施策と緊密に連携できるよう取組みを進めます。

**(3) その他****① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる見込量****●保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標**

本市では、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」（自立支援協議会地域移行・定着支援部会に設置）において、府池田保健所、市内医療機関、市内計画相談支援事業所等と連携しながら包括的かつ継続的な支援体制の確保に努めます。また、「圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場」を通じて、圏域内の医療機関、地域援助事業者、他自治体担当部局等の関係者間と顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進していきます。

**●保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数**

【表 56: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる見込み】

内容		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		12人	12人	12人
関係者の参加者数 内訳	保健	1人	1人	1人
	医療	4人	4人	4人
	福祉	4人	4人	4人
	その他	3人	3人	3人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		1回	1回	1回

## ② 相談支援体制の充実・強化のための取組にかかる見込量

## ●総合的・専門的な相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、福祉に関する各般の問題について障害者からの相談に応じる体制を整備し、個別事例における専門的な助言・指導を実施します。

【表 58：総合的・専門的な相談支援の実施の見込み】

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有

## ●地域の相談支援体制の強化

複合化・複雑化した課題を抱える事例が増えていることから、保健師などの専門職による指導・助言のもと支援ニーズに対応します。また、自立支援協議会において人材育成のための研修を行い、相談支援部会において計画相談支援事業所との連携強化に取り組むことで相談支援体制の更なる強化・充実をめざします。相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員の確保に努めます。

【表 59：地域の相談支援体制の強化の見込み】

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
専門職による指導・助言件数	12件	16件	18件
人材育成の支援件数	2件	2件	2件
連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回

## ③ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組にかかる見込量

## ●障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、都道府県等が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、市職員の知識の向上に努めます。

【表 60：障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の見込み】

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
都道府県等が実施する研修の参加人数	3人	3人	3人

### ●障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

報酬請求にかかるエラー修正等の事務負担を軽減することで、利用者への直接支援に一層注力できるようにすることを目的とし、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を市内障害福祉サービス事業所等と共有する体制を構築します。

【表 61：障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の見込み】

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
審査結果の共有の実施体制	有	有	有
審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

### ●指導監査結果の関係市町村との共有

広域福祉課が実施する指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果について、障害福祉関係室職員への周知、意識付けを行うため、障害福祉室及び地域包括ケア室と共有できる体制を構築します。

【表 62：指導監査結果の関係市町村との共有の見込み】

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
指導監査結果の共有の実施体制	有	有	有
指導監査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

## ④ 発達障害者等に対する支援にかかる見込量

ペアレントトレーニングについては、市の早期療育事業、発達相談「ゆう」において、年1回発達フォロー児の保護者5人を対象に実施しています。また、ペアレントプログラム等の保護者支援については、市が運営す

## 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

る児童発達支援事業所あいあい園において、保護者学習会を実施しています。令和2年度参加予定人数を令和3年度以降の見込量として算出しています。

ペアレントメンターについては、令和2年度までは、大阪府のペアレントメンター事業の活用は行っていません。また、市内でペアレントメンター養成研修受講者の把握もできていない状況です。今後市が開催する講演会等でのペアレントメンターの活用や養成研修受講者の把握等を検討し、発達障害者等に対する支援の充実に努めます。

ピアサポートの活動への参加人数については、市内地域活動支援センターの利用者が中心となっているスポーツを通じたセルフヘルプ・グループの参加人数を令和3年度以降の見込み量として算出しています。

【表 63：発達障害者等に対する支援】

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	55人	55人	55人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	4人	4人

## 5 地域生活支援事業

### (1) 実施内容

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村及び都道府県が行う事業です。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれており、箕面市においては、下記の事業を実施または実施に向けた検討をします。

#### 【地域生活支援事業の内容】

必須事業		任意事業	
①	理解促進研修・啓発事業	⑨	入浴サービス
	自発的活動支援事業		日中一時支援
②	相談支援事業	⑩	その他
③	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
④	意思疎通支援事業		
⑤	日常生活用具給付等事業		
⑥	手話奉仕員養成研修事業		
⑦	移動支援事業		
⑧	地域活動支援センター機能強化事業		

## (2) 事業ごとの見込量及び考え方

### ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害者の自立と社会参加を推進し、障害及び障害者に対する理解を促進するため、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組みを進めます。

### ② 相談支援事業

障害者の福祉や地域生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

【表 64：相談支援事業 実施見込量（設置箇所数等）】

事業名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	11 箇所	12 箇所	12 箇所
基幹相談支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所

相談支援事業については、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業等を実施するとともに、箕面市自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を強め、より重層的な支援体制の整備に努めます。

### ③ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

当事者の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが有効である知的障害者または精神障害者に対し、市長申立や費用負担施策による支援を行います。また、これらの支援策について、利用促進のための周知を進めます。

【表 65：成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業  
年あたり見込量（実利用者数等）】

事業名	項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 成年後見人報酬費用助成	10人	12人	14人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度市長申立及び費用負担軽減施策の利用促進のため、市ホームページや市広報紙等を通じて周知を行うとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会等を活用し、関係機関を通じた周知を進めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、認知症高齢者や障害者等の成年後見利用支援等を行う市地域包括ケア室や、日常生活自立支援事業を行う箕面市社会福祉協議会との連携を図りながら、専門的な相談が受けられる体制整備と継続的な運営が可能な法人後見の担い手を確保します。

## ④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、意思疎通に支障がある障害者に対し、意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

入院時における重度障害者と医療従事者との意思疎通を支援するために、支援員を入院先に派遣します。

【表 66：意思疎通支援事業 年あたり見込量】

事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	実利用件数	93件	93件	93件
	実利用時間数	152時間	152時間	152時間
要約筆記者派遣事業	実利用件数	35件	35件	35件
	実利用時間数	78時間	78時間	78時間
手話通訳者設置事業	実設置者数	2人	2人	2人
入院時コミュニケーション支援事業	実利用者数	1人	2人	3人

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業の見込量は、近年の実績から算出しています。入院時コミュニケーション支援事業の見込量は、重度訪問介護サービス利用者数の増加を見込んで算出しています。

引き続き、制度利用に向けた周知を進めるとともに、意思疎通支援に関する理解を促進するための啓発等を図ります。

## ⑤ 日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【表 67：日常生活用具の主な内容と品目】

種目	内容	品目
介護・訓練支援用具	介護ベッドや褥瘡(床ずれ) 予防マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ベッド</li> <li>・自動吸尿器</li> <li>・褥瘡(床ずれ) 予防マット</li> <li>・入浴介護用具</li> <li>・体位変換・保持マット</li> <li>・移動用リフト</li> </ul>
自立生活支援用具	入浴動作補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴動作補助用具</li> <li>・補高便座・ポータブルトイレ等</li> <li>・手すり、スロープ等</li> <li>・洗浄機能付便器</li> <li>・火災警報器</li> <li>・自動消火器</li> <li>・IH調理器</li> <li>・歩行時間延長信号機用小型送信機</li> <li>・聴覚障害者用屋内信号装置</li> <li>・頭部保護帽</li> </ul>
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析液加温器</li> <li>・ネブライザー(吸入器)</li> <li>・電気式たん吸引器</li> <li>・人工呼吸器外部バッテリー</li> <li>・酸素ボンベ運搬車</li> <li>・視覚障害者用体温計(音声式)</li> <li>・視覚障害者用体重計(音声式)</li> <li>・視覚障害者用血圧計(音声式)</li> <li>・動脈血中酸素飽和度測定機器</li> </ul>
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯会話用補助装置</li> <li>・情報・通信支援用具</li> <li>・点字ディスプレイ</li> <li>・点字器</li> <li>・点字タイプライター</li> <li>・視覚障害者用ポータブルレコーダー</li> <li>・視覚障害者用活字文書読上げ装置</li> <li>・視覚障害者用拡大・音声読書器</li> <li>・視覚障害者用時計</li> <li>・視覚障害者用物品識別装置</li> <li>・聴覚障害者用通信装置</li> <li>・聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>・人工喉頭</li> <li>・地デジ対応ラジオ</li> </ul>
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーマ装具</li> <li>・紙おむつ等</li> <li>・収尿器</li> </ul>
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅生活動作補助用具</li> </ul>

## 第3章 障害福祉サービス等の内容と見込量

【表 68：日常生活用具給付等事業 年あたり見込量（延べ給付件数）】

種目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	19件	19件	19件
自立生活支援用具	17件	22件	29件
在宅療養等支援用具	34件	35件	36件
情報・意思疎通支援用具	22件	26件	31件
排泄管理支援用具	3,071件	3,071件	3,071件
住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	4件	4件	4件

見込量は、近年の実績から算出しています。

日常生活用具に対するニーズの変化等をふまえ、必要に応じて給付品目等の見直しを行います。

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話通訳奉仕員を養成します。

【表 69：手話奉仕員養成研修事業 年あたり見込量（修了者数）】

事業名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話奉仕員養成研修事業	15人	15人	15人

修了者数は、近年の手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）の実施状況をもとに算出しています。

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、周知を進め、奉仕員の確保を図ります。

## ⑦ 移動支援事業

単独での移動が困難な方について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、施設入所者の帰省等への支援や、障害児の学校・学童保育への送迎を行います。

【表 70：移動支援事業 年あたり必要見込量】

対象者		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実利用者数	身体障害者	120人	127人	135人
	知的障害者	197人	209人	222人
	精神障害者	27人	28人	29人
	障害児	41人	41人	41人
	合計	385人	405人	427人
延べ利用時間数	身体障害者	21,022時間	22,248時間	23,649時間
	知的障害者	31,286時間	33,191時間	35,256時間
	精神障害者	1,610時間	1,670時間	1,730時間
	障害児	4,293時間	4,293時間	4,293時間
	合計	58,211時間	61,402時間	64,928時間

見込量は、近年の実績から算出しています。

## 【サービス見込量確保のための方策】

相談支援事業者やサービス提供事業者との情報交換を進め、利用ニーズの把握と、サービス提供基盤の充実に努めます。

### ⑧ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が気軽に立ち寄り、創作活動などを行うことができる、地域活動支援センターの運営により、日中活動や社会参加を支援します。

【表 71：地域活動支援センター機能強化事業 年あたり見込量】

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基礎的事業	実施箇所数	2か所	2か所	2か所
	実利用者数	30人	30人	30人
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	1か所	1か所	1か所
	うち地域活動支援センターⅢ型	1か所	1か所	1か所

引き続き、地域活動支援センター2か所の運営を見込んでいます。

#### 【サービス見込量確保のための方策】

地域活動支援センターは、障害者が気軽に利用できる日中活動資源です。現在の施設機能と利用者ニーズを勘案し、サービス必要量の確保に努めます。

## ⑨ 入浴サービス事業、日中一時支援事業

施設での入浴サービス、自宅での訪問入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

日中一時支援の実施により、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の機会を確保します。

【表 72：入浴サービス事業、日中一時支援事業 年あたり見込量】

事業名等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
入浴サービス 事業	実利用者数	29人	30人	31人
	延べ利用回数	2,394回	2,477回	2,559回
日中一時支援 事業	実利用者数	46人	51人	56人
	延べ利用日数	206日	228日	250日

入浴サービスの見込量は、近年の実績から算出しています。

日中一時支援事業については、近年の実績から算出した上で、障害者の日中活動終了後のニーズを加味しています。

### 【サービス見込量確保のための方策】

日中一時支援事業については、今後増加すると見込まれる障害者の日中活動終了後のニーズをふまえたサービス提供基盤のあり方について検討を進め、サービス提供事業所の充実に努めます。

## ⑩ その他の事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、下記の事業を実施します。

- レクリエーション教室開催等
- 芸術文化活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修

## 6 提供体制の確保にかかる関係機関等との連携

箕面市では、障害者等の地域生活支援体制を整備するため、障害者総合支援法第89条の3に基づき「箕面市自立支援協議会」を設置しています。

この協議会は、関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者で構成されています。

障害者等への支援体制に関する地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携の密接化を図るとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保について協議を行います。

【図4：箕面市自立支援協議会組織図】

